

全体意見

番号	意見内容	考え方
1	各省庁において実施された今回の障害当事者団体からのヒアリングは、回数・時間・内容のいずれにおいて極めて不十分で当事者の声を確認出来たとは到底考えられず当初の目的を達していない。施行に向けた各省庁の取組においては、障害者団体の声を十分に反映できる体制・方法に改善されることを強く要望する。	御意見として承ります。
2	対応要領・対応指針等はじめとして今後提供されるすべての情報について視覚障害者のための情報補償に配慮し、点字(墨字ページ参照付)、音声、拡大文字、電子データ(テキスト、WEB)を必ず提供すべきである。 WEB サイトによる情報提供はウェブアクセシビリティに関する日本工業規格「JIS X 8341-3:2010」に準拠することを要望する。	御意見として承ります。
3	施行後も継続的に様々な事例を蓄積し施行3年後には必ず障害当事者を交えた議論を行い問題点の改善をすべきである。	御意見として承ります。
4	職員等関係者に対する障害特性理解のための障害別の研修会等を必ず実施することを要望する。研修会開催計画については内容や回数を明文化することに加えて実施の際は障害当事者を交えた研修会として開催する必要がある。また使用するマニュアルは障害者団体や当事者の監修のもと当事者が納得できるものにすることを望む。例えば、視覚障害者については移動支援を必ず盛り込むなど当事者の必然性が反映されたものであることが必須である。	研修の内容等の詳細は、今後、検討することとしています。 検討に当たっては、頂いたご意見も参考にさせていただきます。
5	障害者の特性理解を強化促進するため具体例や事例集はより一層内容を充実する必要がある。具体例や事例は常に変化するため追加・更新しやすくするため「別紙」とすべきである。その他、障害当事者間の情報共有のため WEB サイトの有効活用を促進し事例の即時掲載や障害当事者等から例示を収集する仕組みを設けるなどを要望する。	基本方針に基づき、必要に応じて、具体例を含めた対応要領を見直し、適時、充実を図ってまいります。
6	対応要領の内容が全体的に不足しているように感じる。他の対応要領を参考にしてほしい。修正加筆をしてほしい。	御意見を踏まえ、修正加筆いたしました。
7	関連ホームページという一覧を対応要領案に追加してほしい。	御意見として承ります。

第2条(不当な差別的取扱いの禁止)

番号	意見内容	考え方
8	障害者基本法に則った「障害」の定義が記載されているが、「障害」の定義は漏れなく広く解釈されるよう示す必要があり、過去の障がい、将来の障がいや性同一性障がいなどが含まれることを明記すべきである。	「障害」の定義は、法に規定が置かれており、基本方針においてもこれに則り記述していることから、対応要領においても同様の記述としています。

第6条(相談体制の整備)

番号	意見内容	考え方
9	第6条等に「障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保すること。とりわけコミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)を配置すること」を追加すべきである。	ご意見を踏まえ、第6条に、次の規定を追記します。 「相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。」
10	相談窓口について、障害当事者団体等からの委員で構成する第三者委員会の設置及び障害の特性に関する専門知識を有する担当者の配置や職員研修等により、専門性と客観性を確保する旨の文言を入れること。	相談窓口においては、プライバシーに係る情報を扱うことも想定されることから、守秘義務のかかっていない外部の方を参画させることは予定していません。 なお、代表的な障害特性と対応時に配慮すべき事項については、本対応要領別紙において、「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン～福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する指針～」第3(3)を留意することとしており、今後、職員研修等を通じて、徹底してまいります。

別紙第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

番号	意見内容	考え方
11	本対応要領案では、障害を理由とする不当な差別的取扱いが明確に定義されていない。不当な差別的取扱いには、直接差別のみならず関連差別が含まれることがわかるよう、これを「障害又は障害に関連する事由を理由とする差別、排除又は制限その他の異なる取扱いであって、正当化されないもの」と定義し、その旨明記すべきである。	「不当な差別的取扱い」の定義は、法に規定が置かれており、基本方針においてもこれに則り記述していることから、対応要領においても同様の記述としています。

別紙第2 正当な理由の判断の視点

番号	意見内容	考え方
12	不当労働行為の救済に関しては、取消訴訟を除外せば中央労働委員会の審査手続が最終審としての機能を果たしていることから、準司法手続における適正手続の保障の重要性に鑑み、正当な理由に関しては、法定されているものに限るなど、極めて限定的な解釈がなされるべきであり、その立証負担は行為者にあることを明記すべきである。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正案します。 「…正当な理由に相当するか否かについて、 <u>具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益…障害者にその理由を説明するものとし、…</u> 」

別紙第3 不当な差別的取扱いの具体例

番号	意見内容	考え方
13	「障害そのものだけでなく、障害があることによってやむなく起きる事象について上記の対応をする。例えば障害があることによってやむなく起きる不自然な言動や表情を理由として上記の対応をすることは、不当な差別的取扱いである。」をこの段落の最後に追加すること。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「○障害を理由に…」
14	「障害がない者が得ることができる情報を提供しないことによる情報提供の不徹底」を追加すること。	具体例として、障害があることを理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む等を挙げております。

別紙第4 合理的配慮の基本的な考え方

番号	意見内容	考え方
15	11に対する意見 合理的配慮が「必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること」との記述は、「業務に必要とされる範囲で、提供されるべきであること」とすべきである。	合理的配慮については、基本方針において基本的な考え方が整理・記述されており、これに基づく対応要領においても同様の記述としています。
16	11に対する意見 合理的配慮の定義として、「事業者が行うべき、社会的障壁の除去の実施のための必要かつ合理的な現状の変更及び調整で、過重な負担を伴わないもの」を明記すべきである。	合理的配慮については、基本方針において基本的な考え方が整理・記述されており、これに基づく対応要領においても同様の記述としています。
17	11に対する意見 「事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばない」とする記述は、削除すべきである。	合理的配慮については、基本方針において基本的な考え方が整理・記述されており、これに基づく対応要領においても同様の記述としています。
18	3に対する意見 意思の表明について、「現に社会的障壁の除去を必要としている旨の障害者からの意思の表明は、具体的場面において、言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)とされているが、(通訳を介するもの)を(言語通訳・手話通訳・要約筆記者・盲ろう通訳等を介するもの)とすべきである。	本項は、障害者の方からの意思の表明にあたってのコミュニケーション手段についての記載であり、案文のままいたします。なお、障害者の方からの意思表明にあたっては、ご指摘の言語通訳・手話通訳・要約筆記者・盲ろう通訳等を介してのものも当然含まれるものと承知しております。
19	3に対する意見 仮に何らの意思の表明がない場合でも相手方において障がいの存在や合理的配慮の必要性を認識し得た場合には、合理的配慮に向けた手続に入ることになることを明記すべきである。	本人の意思表明が困難な場合の要因として、「知的障害や精神障害(発達障害を含む。)等により」と記載しています。ご意見に留意しつつ、障害者からの合理的配慮に係る意思の表明への対応に当たっては、適切に対応してまいります。

別紙第5 過重な負担の基本的な考え方

番号	意見内容	考え方
20	「過重な負担については、適正手続を求められる準司法手続においては、原則として考慮する必要はない」とすべきである。	法及び基本方針の趣旨を踏まえ、適切に対応してまいります。
21	「職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが望ましい」を「職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努めること、また理解を得られない場合は、相談窓口等と調整を図ることが望ましい。」と文言を変更すること。	中央労働委員会職員による障害を理由とする差別に関する相談等は、第6条に規定する相談窓口において承ることとしています。

別紙第6 合理的配慮の具体例

番号	意見内容	考え方
22	(物理的環境への配慮の具体例)について、下記の文言を追加してください。 館内放送や天災や事故などの緊急情報を聞くことが難しい障害者に対し、電光ボードや電光掲示板などを館内の目につきやすい場所に設置する。	ご意見を踏まえ、次のとおり追記します。 「○災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。」
23	(意思疎通の配慮の具体例)に、下記を加えて下さい。 「具体例: 会議の進行にあたり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚障害者、聴覚障害者等、障害者に対し、その特性に応じ、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなど配慮を行う。」	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「○会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。」
24	(意思疎通の配慮の具体例)「の知的障害者から申し出があった際に、…」を「障害者から申し出があった際に…」に修正してください。	ご意見のとおり修正します。
25	(意思疎通の配慮の具体例)に「要約筆記」を明記すべきである。	ご意見を踏まえ、次のとおり追記します。 「○会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。」
26	(意思疎通の配慮の具体例)に下記の文言を追加してください。 会議の進行の際には、委員の障害の特性に合った介助員を付ける等配慮すること。	ご意見を踏まえ、次のとおり追記します。「○会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。」

<p>27 (ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)における“○ スクリーンや板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。”の箇所について、下記の表現に変えて下さい。 「○ スクリーンや板書、手話通訳者等がよく見えるように、スクリーンや手話通訳者等に近い席を確保する。」</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「○スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。」</p>
<p>28 (ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)に「コミュニケーションに障害がある人が、窓口で込み入った話をすることが必要になった時、大勢の人の視線に触れないよう、別室で対応する」を追加していただきたい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 「○他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。」</p>
<p>29 (ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)中の ○ 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。についてですが、もし発達障害者を想定したものであるならば、多少ご検討いただく余地があるかと思えます。 確かに発達障害者の中には順番をまつことに非常にイライラしたりする方もいます。 ですが、それは障害特性というよりは、「順番を守る」ことを学習しそねた結果(未学習の結果)というべきものです(発達障害児者でも多くは学童期あたりまでには学習できるものです)。 「順番の入れ替え」については、これを国レベルで推奨すべき合理的配慮としてしまうことにより、未学習のある当事者において「自分は発達障害だから優先されるべき」といった誤学習にもつながりかねず、いきすぎた配慮の要求や、自治体窓口や民間でのトラブルへの波及、ひいては訴訟等の増加等なども懸念されます。 窓口対応などにおいては手続き順などを入れ替えてしまったほうがスムーズに行くといった面はあるかとは思いますが、社会と当事者の先々のためにも、この項目における「順番の入れ替え」部分については削除あるいは発達障害者の除外を明記していただきたい。</p>	<p>この記載は、必ずしも特定の障害を念頭に置いたものではありません。障害には様々な種類があり、またその状況も人によって大きく異なることから、実際の運用に当たっては、ご本人や周囲の方に状況を伺いながら、適切な形で対応させていただきます。</p>
<p>30 「吃音や失語症など意思疎通が不得意な者に対し、時間制限を設けない。」を追加していただきたい。 吃音のある人は、時間制限などを設定されるとそれを意識さらに悪化することがあります。そのことにも理解を示していただきたい。</p>	<p>別紙記載の具体例はあくまで例示であり、記載されている具体例に限られるものではありません。いただいた事例は、今後の参考とさせていただきます。</p>